

# 戸籍証明書等請求書

ももいろ

相模原市所管区長 あて

請求者（証明書を使う方）はどなたですか

年 月 日

住所		電話番号
		( )
氏名	フリガナ	生 年 月 日
		明・大・昭・平・令
		年 月 日生

事務処理欄  
権限書類  
委任状  
戸籍謄本  
登記事項  
証明書

窓口に来た方はどなたですか( と同じ場合は記入不要)

代理人の場合は委任状等が必要です。

住所		電話番号
		( )
氏名	フリガナ	生 年 月 日
		明・大・昭・平・令
		年 月 日生

資格証明書  
社員証  
職務上請求書  
その他  
( )  
確認資料  
1点

どなたの証明が必要ですか

本籍	相模原市 区	
筆頭者 (戸籍の最初に書かれている方)	フリガナ	生 年 月 日
	氏名	明・大・昭・平・令
個人事項証明書 (抄本)の場合 必要な方の名	フリガナ	生 年 月 日
	名	明・大・昭・平・令
		年 月 日生

運転免許証  
パスポート  
個人番号  
カード  
住基カードB  
在留カード  
特別永住者  
証明書

請求者と戸籍に記載されている方との関係

請求理由

戸籍に記載されている方 (戸籍に記載されている方の) 夫・妻・子 孫・父母・祖父母	請求理由により手数料免除に該当する場合があります。 公的年金等の請求手続 <種類> 国民・厚生・共済・企業年金・その他( ) <手続> 裁定・未支給・その他( ) (特別)児童扶養手当 その他( )
--	--

身体・精神  
障害者手帳  
その他  
( )  
2点

弁護士・司法書士  
・行政書士・土地家屋調査士

その他 [ ]

右欄に使用目的・提出先等を  
詳しくお書きください。

保 険 証  
介護保険  
被保険者証  
年金手帳  
年金証書  
生活保護  
受給票  
住基カードA

相続手続用にご請求の方はお書きください。

相続手続 - 亡くなった方の氏名( ) 請求者との続柄( )  
- 必要な内容: 死亡の記載 出生から死亡まで その他( )

どの証明が必要ですか

戸籍	全部事項証明(謄本)	通	受理証明書	( )届 通
	個人事項証明(抄本)	通	一般・上質	昭・平・令 年 月 日届出
除籍	全部事項証明(謄本)	通	戸籍一部事項証明	必要事項 通
	個人事項証明(抄本)	通	戸籍記載事項証明	( )届 通
改製原戸籍	謄 本	通	届書記載事項証明 (届書の写し)	( )届 通
	抄 本	通		昭・平・令 年 月 日届出

印鑑登録  
証明書  
その他  
( )  
補助  
写真付学生証  
写真付社員証  
聴聞裏面あり  
( )  
( 士証 )  
( 補助者証 )

事務処理欄

印 住 附 諸	免 除	通	作成者	確認者
税 現 他	相模原市手数料条例 第5条第1項 号該当			
FAX	緑・中央・南			

裏面の注意事項をお読みください。

# 請求に当たっての注意事項

## 1 請求の理由の記載について

### (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

### (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

### (3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

## 2 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

## 3 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

## 4 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

## 5 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

## 6 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

## 7 押印の要否について

請求書には、窓口に来た方の署名または記名押印が必要です。

**本人確認資料に印鑑登録証明書を提示する場合、印鑑登録してある印鑑の押印が必要です。**

## 8 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。（戸籍法第133条）

プライバシーの侵害につながるような不正な請求には応じられません。

ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。

戸籍に記載されている方の氏名・生年月日

父母の氏名

前住所